

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルールについて (案)

地区名		水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール (旧 海面利用協議会)	既存・新規
①	浦安～ 富津地区	<p>1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。</p> <p>2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。</p>	既 存
②	天羽地区 (富津市)	<p>西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。</p> <p>※西根の緯度経度 (日本測地系) 北緯 35° 10.668' 東経 139° 46.800'</p> <p>(世界測地系) 北緯 35° 10.866' 東経 139° 46.607'</p>	既 存
③	船形地区 (館山市)	<p>1 休業日は、毎月基本的に第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。</p> <p>2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ</p>	既 存

地区名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール (旧 海面利用協議会)	既存・新規
④ 西岬地区 (館山市)	<p>1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。</p> <p>2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。</p> <p>3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ</p> <p>4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯34° 58.499' 東経139° 46.006' の点 イ 北緯34° 59.306' 東経139° 45.903' の点 ウ 北緯34° 59.231' 東経139° 44.062' の点 エ 北緯34° 57.625' 東経139° 43.947' の点 オ 北緯34° 57.925' 東経139° 45.210' の点 (注) 緯度、経度は世界測地系</p>	既存
⑤ 相浜・布良地区 (館山市)	<p>1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。</p> <p>2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。</p> <p>3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。</p> <p>4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下</p>	既存
⑥ 白浜地区 (南房総市)	<p>1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。</p> <p>2 コマセ籠はLまでとする。</p>	既存

地区名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール (旧 海面利用協議会)	既存・新規
⑦ 千倉地区 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長22センチメートル以下のキンメダイ (3) 全長30センチメートル以下のヒラメ	既存
⑧ 和田地区 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1) 出港時間 夜明け (2) 入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。	既存
⑨ 江見地区 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。	既存
⑩ 吉浦・天面地区 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。	既存
⑪ 太海地区 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。	既存

地区名	水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルール (旧 海面利用協議会)	既存・新規
⑫ 小湊地区 (鴨川市)	<p>次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。</p> <p>ア 漁業権基点南73号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯35° 06.277' 東経140° 12.784' の点 ウ 北緯35° 06.218' 東経140° 12.534' の点 エ 北緯35° 06.207' 東経140° 12.049' の点 オ 北緯35° 06.651' 東経140° 11.106' の点 カ 漁業権基点南72号の3(鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱 (第3標柱) (注) 緯度、経度は世界測地系</p>	既存
⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	<p>キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。 ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。</p>	既存
⑭ 新勝浦地区 (勝浦市)	<p>新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。</p>	既存
⑮ 御宿岩和田地区 (御宿町)	<p>遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。</p>	既存
⑯ 夷隅東部地区 (いすみ市)	<p>1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前4時 (2) 入港時間 午前12時 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。</p> <p>2 休漁日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。</p> <p>3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。</p> <p>4 ヒラメは10月1日～5月6日。操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、午前6時～午前12時まで(12月から5月6日)。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。</p> <p>5 フグは9月1日～3月31日及び5月1日～5月6日。 午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。</p> <p>6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる)</p> <p>7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。</p>	既存